

答 申 書

事件番号令和 6 年度第 1 号
答申日令和 6 年 8 月 2 日
山形県行政不服審査会

第 1 審査会の結論

処分庁（〇〇市福祉事務所長）による生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日号外法律第 144 号。以下、「法」という。）に基づく費用返還決定処分及び保護廃止決定処分に対し、審査請求人 〇〇（以下「審査請求人」という。）が令和 5 年 10 月 31 日及び令和 6 年 2 月 14 日に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

第 2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、処分庁が令和 5 年 9 月 26 日付け〇〇第〇〇号による法第 63 条の規定に基づく費用返還決定処分及び同日付け〇〇第〇〇号による保護廃止決定処分に対し、令和 5 年 10 月 31 日に審査請求人が「そのような多額な支給を受けた認識がない。」等と主張して、処分の取消しを求める事案である。その審理の過程において、処分庁が、令和 5 年 9 月 26 日付け費用返還決定処分の返還額に係る瑕疵に気付き、同年 12 月 27 日付けで同処分の取消しを行い、同日付けで改めて〇〇第〇〇号による費用返還決定処分を行ったところ、これに対し令和 6 年 2 月 14 日に審査請求人が「保護開始前より資力があつたと記載されているが、現金化も受け取りもしていない。」等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

2 審理手続の併合

審理員は、行政不服審査法第 39 条に基づき、処分庁が行った令和 5 年 9 月 26 日付け費用返還決定処分及び保護廃止決定処分についての審査請求に関する審理手続及び処分庁が行った令和 5 年 12 月 27 日付け費用返還決定処分についての審査請求に関する審理手続を併合した。

3 審理の対象

令和 5 年 9 月 26 日付け費用返還決定処分については、令和 5 年 12 月 27 日付けで処分の取消しがなされており、審査請求人の不服申立ての利益が失われていることから、審理の対象としない。

第 3 事実関係

1 関係法令等の定め

(1) 費用返還決定処分に係る関係法令等

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-6の答(2)は、「法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。」と示している。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3(2)イ(ア)は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」と規定し、(ウ)は、「(ア)又は(イ)の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。」と規定する。

問答集問8-95の答は、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向けてその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。」と示している。

問答集問13-18の答は、「この返還請求権の消滅時効期間は5年間（地方自治法第236条）なので、実際に当該請求権を行使する日（法第63条に基づき返還額の決定をする日）前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものと取り扱って差し支えない。」と示している。

(2) 保護廃止決定処分に係る関係法令等

法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定している。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の第10の問12の答2(2)は、「保護を廃止すべき場合」として、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」と示している。

2 処分内容及び理由

処分庁は、「保護開始前より発生していた資力がありながら保護を受けていたため、対象者が平成30年10月から令和5年8月までに受けた保護金品等について生活保護法第63条の規定により返還させるもの。」と理由を記載し、令和5年9月26日付け費用返還決定処分を行い、審査請求人に対して通知した。併せて、「相続した遺産の活

用により最低生活維持が可能なため廃止します。」と理由を記載し、同日付けで保護廃止決定処分を行い、審査請求人に対して通知した。

その後、令和5年9月26日付け費用返還決定処分について、取消理由として「一部瑕疵が判明したため。」と記載し、また、瑕疵の内容として「返還金額の算定の基礎となる医療扶助の積算において、(1)一部、本人支払額の減算もれがあった。(2)一部の医療機関について、医療扶助の計上もれがあった。」と記載して、令和5年12月27日付けで処分を取り消した。そのうえで、同日付けで、「保護開始前より発生していた資力がありながら保護を受けていたため、対象者が平成31年1月から令和5年8月までに受けた保護金品等について生活保護法第63条の規定により返還させるもの。」と理由を記載し、費用返還決定処分を行い、審査請求人に通知した。

なお、令和5年9月26日付け費用返還決定処分の取消し及び令和5年12月27日付け費用返還決定処分により、費用返還決定額が減額となり、審査請求人が、亡叔父から遺産相続を受けた預貯金、株式(合計9,411,403円相当。共同名義の不動産を除く。)のうち現金化された金額から必要経費を差し引いた額(以下「本件相続額」という。)から費用返還決定額を差し引いた残額(令和5年9月1日時点の手持金として認定すべき額)は増額となったが、6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められることについては変更がないことから、保護廃止決定処分は維持されている。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和5年10月31日、審査請求人から審査請求書が提出された。

令和5年12月1日、審査請求人から補正書が提出された。

令和5年12月14日、審理員が指名された。

令和6年2月14日、審査請求人から審査請求書が提出された。

令和6年3月4日、令和6年2月14日提出の審査請求書について審理員が指名された。

令和6年3月5日、令和5年10月31日提出の審査請求書と令和6年2月14日提出の審査請求書について、審理手続の併合を行い、通知した。

令和6年4月16日、審査請求人から反論書が提出された。

令和6年4月24日、審理員が一部変更された、

令和6年5月28日、審理員から審理員意見書が提出された。

令和6年7月3日、当審査会において審議を行った。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件処分の取消しを求める。

ア 返金額について、保護開始前より資力があつたと記載されているが、遺産の現金化も受け取りもしていない。

イ 返還の対象が「平成30年10月から」が「平成31年1月から」に変更になっているので、金額、医療扶助も変わってくるはず。

ウ 令和5年12月27日付け〇〇第〇〇号による令和5年9月26日付け費用返還決

定処分取消に係る通知において、「一部、本人支払額の減額もれがあった」、「一部の医療機関について、医療扶助の計上もれがあった」と記載があるが、明細が出て来ないのはおかしい。令和5年12月27日付け費用返還決定処分は内容の内訳もなく、法第63条の規定に違反しており違法である。

エ 叔父から受けた遺産は、借金の返済に充てたため手元になく、現状、生活に困窮しており、生活維持は不可能である。

2 処分庁の主張の要旨

令和5年9月26日付け費用返還決定処分については、本件相続額を資力とし、審査請求人が平成30年10月1日から令和5年8月31日までの期間に受けた保護費の額から既納付済みの戻入金及び返還金の額を差し引いた額を返還対象額として、法第63条に基づき行った。

審査請求を受け、令和5年9月26日付け費用返還決定処分について一部瑕疵が判明したため、令和5年12月27日付けで取消処分を行った。また、同日付けで、返還対象額を、審査請求人が平成31年1月1日から令和5年8月31日までの期間に受けた保護費の額から既納付済みの戻入金及び返還金の額を差し引いた額として、法第63条に基づき費用返還決定を行った。

保護廃止決定処分については、本件相続額から費用返還決定額を差し引いた残額を令和5年9月1日時点の手持金として要否判定を行った結果、6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められたため、廃止日を令和5年9月1日とする保護廃止決定処分を行った。その後、令和5年9月26日付け費用返還決定処分の取消し及び令和5年12月27日付け費用返還決定処分を行ったが、本件相続額から費用返還決定額を差し引いた残額について、6か月を超えて保護を要しない状態が継続する状況に変わりないと認められたため、保護廃止決定処分について保持した。

第5 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

令和5年12月27日付け費用返還決定処分及び令和5年9月26日付け保護廃止決定処分には違法又は不当な点がないため、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理段階における論点整理

- (1) 令和5年12月27日付け費用返還決定処分における費用返還決定額について、適正であるか判断する必要がある。
- (2) 保護廃止決定処分について、適正であるか判断する必要がある。

3 審理員意見の理由

(1) 審理員が認定した事実

ア 費用返還決定処分について

審査請求人は、令和4年11月22日付け遺産分割申立事件審判により、平成29年12月11日頃に死亡した叔父から、預貯金、株式（総額9,411,403円相当。共有名義の不動産を除く。）の遺産相続を受けた。

これにより、審査請求人は、法第63条における「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当することから、保護に要する費用を支弁した〇〇市に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関である〇〇市福祉事務所の定める額を返還しなければならないものと認められる。

問答集問13-6の答(2)により、遺産相続による資力の発生時点は、被相続人の死亡時である平成29年12月11日頃と解され、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費が法第63条に基づく返還請求の対象となることから、叔父の死亡後である平成30年8月29日付けで生活保護開始となった審査請求人については、生活保護開始日以降に支給された保護費が返還請求の対象になるものと認められる。

ただし、問答集問13-18の答により、法第63条に基づき返還額の決定をする日である令和5年12月27日前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱うこととなる。

次官通知第8-3(2)イ(ア)により、審査請求人が受けた遺産相続による収入については、社会通念上収入として認定することを相当としないものに該当しないことから、すべて収入として認定すべきものと認められる。なお、次官通知第8-3(2)イ(ウ)により、その収入を得るために必要な経費は、その実際必要額を認定することとなる。

イ 保護廃止決定処分について

法第26条及び課長通知第10の問12の答2(2)により、処分庁は、保護の実施機関として、被保護者である審査請求人が、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときは、速やかに、保護の廃止を決定し、書面をもって、これを通知しなければならないものと認められる。

(2) 論点に対する判断

ア 費用返還決定処分について

処分庁は、平成30年8月29日付けで生活保護開始となった審査請求人が、令和4年11月22日付けで遺産相続を受けたことにより、法第63条における資力があるにもかかわらず保護を受けた状態となったことから、本件相続額を資力とし、審査請求人に支給された保護費のうち、消滅時効が完成した額を除く、平成31年1月1日から令和5年8月31日までに支給された保護費の額（既納付済みの戻入金及び返還金の額を除く。）7,389,581円を返還対象額として、法第63条に基づき、令和5年12月27日付け費用返還決定処分を行い、審査請求人に通知したものである。

費用返還額については、処分庁から提出された資料により精査した結果、適正に算定されているものと認められた。

なお、審査請求人は、上記第4の1イのとおり、『返還の対象が「平成30年10月から」が「平成31年1月から」に変更になっているので、金額、医療扶助も変わってくるはず。』と主張しているところ、令和5年12月27日付け費用返還決定処分における費用返還額の算定において、新たに消滅時効が完成した額（医療

扶助分を含む。)について適正に差し引かれていることを確認した。

また、審査請求人は、同ウのとおり、『「一部、本人支払額の減額もれがあった」、「一部の医療機関について、医療扶助の計上もれがあった」と記載があるが、明細が出て来ないのはおかしい。』と主張しているところ、法第63条に基づく費用返還決定処分の際に、医療費の明細等の挙証資料を被保護者へ提示することを義務付けた法令等はなく、処分庁が令和5年12月27日付け費用返還決定処分において、審査請求人に対し明細等を提示しなかったとしても、違法又は不当とは言えない。

上記のとおり、処分庁の当該処分は、関係法令等に基づき適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

イ 保護廃止決定処分について

処分庁は、令和5年9月26日付け費用返還決定処分に当たり、本件相続額から費用返還決定額を差し引いた残額を、令和5年9月1日時点の手持金として要否判定を行い、その結果、6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められたため、廃止日を令和5年9月1日とする保護廃止決定処分を行い、令和5年9月26日付けで審査請求人へ通知したものである。

なお、令和5年9月26日付け費用返還決定処分の取消し及び令和5年12月27日付け費用返還決定処分により、費用返還決定額が減額となったが、6か月を超えて保護を要しない状態が継続する状況に変わりないことから、保護廃止決定処分については維持したものである。

上記のとおり、処分庁の当該処分は、関係法令等に基づき適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

ウ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記第4の1エのとおり、「叔父から受けた遺産については、借金の返済に充てたため、手元に残っていない。返済は不能である。現状、生活に困窮しており、生活維持は不可能である。」等と主張している。

審査請求人が主張する「借金」については、審査請求人が処分庁へ提出した資産申告書や反論書の添付資料においてその存在を主張しているが、法的な効力を有する証書等はなく、日付や金額についても判然とせず、審査請求人に返済義務が生じているものであるかを確認することはできなかった。

ただし、実際に借金の返済義務が生じていたとしても、問答集問8-95の答により、過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められないことから、費用返還額を決定するに当たり、借金の額を控除することはできない。

従って、処分庁が、令和5年12月27日付け費用返還決定処分及び令和5年9月26日付け保護廃止決定処分において、審査請求人が主張する借金について考慮しなかったことについては、関係通知に基づく適正な取り扱いであると認められる。

第6 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の判断の要旨

令和5年12月27日付け費用返還決定処分及び令和5年9月26日付け保護廃止決定処分は、違法又は不当であるとは認められないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により本件審査請求は棄却されるべきである。

2 考え方及びその理由

(1) 論点に対する判断及び審査請求人のその他の主張について、審理員意見書のとおりである。

(2) なお、処分庁において、令和5年9月26日付け費用返還決定処分の際に、審査請求人に対し法第63条返還金の計算根拠資料を提示し、内容について説明を行っていることが認められる。また、令和5年12月27日付け費用返還決定処分の際に、当該処分に係る通知と同時に送付した令和5年9月26日付け費用返還決定処分の取消通知において、取消理由を「費用返還決定処分に一部瑕疵が判明したため。」と記載し、瑕疵の内容を「返還金額の算定の基礎となる医療扶助の積算において、(1)一部、本人支払額の減算もれがあった。(2)一部の医療機関について、医療扶助の計上もれがあった。」と記載している。

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、(中略)すみやかに、その保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めるのみであり、同条に基づく費用返還決定処分の際に、内容の内訳や医療費の明細等を被保護者に提示することを義務付けた規定はなく、処分庁が当該処分の際に、審査請求人に対し内訳や医療費の明細等を提示しなかったとしても、違法又は不当とは言えない。

第7 審査会の判断

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項及び第2項、第29条第1項、第2項及び第5項等の規定に基づき適正に行われたものと認められる。

2 論点整理

(1) 令和5年12月27日付け費用返還決定処分における費用返還決定額及び当該処分に係る審査請求人への通知手続きについて、適正であるか判断する必要がある。

(2) 保護廃止決定処分について、適正であるか判断する必要がある。

3 本件処分について

(1) 論点に対する判断

ア 論点(1)について

上記第3の1(1)のとおり、問答集問13-6の答(2)によると、被保護者が財産を相続する場合、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきとされている。また、次官通知第8-3(2)イ(ア)によると、社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとされ、同(ウ)によると、必要な経費があれば必要額を認定することとされている。さらに、問答集問13-18の答によると、実際に返還請求

権を行使する日（法第63条に基づき返還額の決定をする日）前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱って差し支えないとされている。

これを本件についてみると、上記第5の3(1)アのとおり、平成30年8月29日付けで生活保護開始となった審査請求人は、平成29年12月11日頃に死亡した叔父から、預貯金、株式（総額9,411,403円相当。共有名義の不動産を除く。）の遺産を相続した事実が認められ、当該遺産相続により、法第63条における「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当し、費用の返還義務を負うものと認められる。

返還対象額について、処分庁は、遺産相続を受けた預貯金等のうち現金化された金額から必要経費を差し引いた額が8,267,469円であると認め、これを資力として認定したうえで、審査請求人に支給された保護費のうち、令和5年12月27日前5年間を超える分を消滅時効が完成した額として除く、平成31年1月1日から令和5年8月31日までに支給された保護費の額7,389,581円を返還対象額として認定した。このことについて、審査庁において資料により精査した結果、処分庁において、新たに消滅時効が完成した額（医療扶助分を含む。）について適正に差し引かれており、返還額が適正に算定されていることを確認したものと認められる。

また、当該処分に係る審査請求人への通知手続きについて、処分庁は、令和5年12月27日付け費用返還決定処分の際に、「保護開始前より発生していた資力がありながら保護を受けていたため、対象者が平成31年1月から令和5年8月までに受けた保護金品等について生活保護法第63条の規定により返還させるもの。」と返還の理由を記載して通知を行っている。

以上より、令和5年12月27日付け費用返還決定処分について、違法又は不当な点はないものと認められる。

イ 論点(2)について

上記第3の1(2)のとおり、課長通知第10の問12の答2(2)によると、当該世帯における収入の臨時的な増加等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときに、法第26条にいう「保護の廃止」を決定すべき場合に該当するとされている。

これを本件についてみると、上記第5の3(2)イのとおり、処分庁は、令和5年9月26日付け費用返還決定処分に当たり、資力8,267,469円から費用返還決定額7,655,339円を差し引いた残額612,130円を同月1日時点の手持金として保護の要否判定を行い、廃止日を令和5年9月1日とする保護廃止決定処分を行ったものと認められる。その後、令和5年12月27日付けで上記費用返還決定処分を取り消し、同日付けで改めて費用返還決定処分を行ったことにより、費用返還決定額が7,389,581円と減額となったが、資力から費用返還決定額を差し引いた残額877,888円について、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続する状況に変わりないと認められたため、保護廃止決定処分を維持したものと認められる。

以上より、保護廃止決定処分について、違法又は不当な点はないものと認められる。

(2) その他の主張に対する判断

審査請求人のその他の主張については、審理員意見書のとおり、妥当性がないものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

加 藤 静 香

津 川 恵美子

中 沢 秀 夫